

平成 19 年 3 月 26 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号  
株式会社ビジネスバンクコンサルティング  
(URL <http://www.bbank.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 大島 一成  
(コード番号: 3719)  
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均  
電話番号: 03-3343-6680

## 定時株主総会における一部議案の撤回に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、平成 19 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議する議案の一部撤回について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議案の撤回

- 「第 3 号議案 第三者割当による新株式発行の件」
- 「第 4 号議案 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容変更の件」
- 「第 5 号議案 第 2 回新株予約権の内容変更の件」

#### 2. 撤回の理由

当社は、「株主資本の増強」及び「経営安定化」を目的として、平成 19 年 2 月 26 日開催の当社取締役会で、第三者割当による新株式発行（以下「第 3 号議案」といいます。）、第 2 回転換社債型新株予約権付社債の転換価額の変更（以下「第 4 号議案」といいます。）並びに第 2 回新株予約権の払込金額及び行使期間の変更（以下「第 5 号議案」といいます。）の承認を求める議案を平成 19 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に議案として付議することを決議いたしました。その後慎重な協議を重ねてまいりました。第 3 号議案については第 1 回転換社債型新株予約権付社債の現物出資による払込を予定しておりましたが、昨今の当社の株価の大幅な下落及び発行株式数の上限設定により当該新株予約権付社債の一部が残存する可能性が生じたこと、第 4 号議案及び第 5 号議案に関しましても同様に株価の大幅な下落により、当該変更条件の設定による希薄化の既存株主への影響が大きくなっていることを重視し、本日開催の当社取締役会において、平成 19 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に第 3 号議案、第 4 号議案及び第 5 号議案を付議することを撤回する決議をいたしました。

株主の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに下記のとおりお知らせいたします。

### 3. 撤回する議案の概要

#### 撤回する第3号議案の概要

- (1) 募集新株式の数の上限 普通株式 2,000,000 株
- (2) 払込金額の下限 1株当たりの払込金額を募集事項の決定にかかる取締役会決議日の前営業日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値または同日を起算とした直前5営業日の当社普通株式の普通取引の終値平均のいずれか低い価額に0.7を乗じて得られる金額とする。
- (3) 割当予定先 B B C戦略投資事業有限責任組合
- (注) 実際の発行新株式数は上記募集株式の数の上限記載の株式数の範囲内で、600,000,000円を1株あたりの発行価額にて除して得られる数に減少する可能性があります。

#### 撤回する第4号議案の概要

(銘柄)	(変更後転換価額)	(変更前転換価額)
株式会社ビジネスバンクコンサルティング 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	平成19年3月28日開催予定の当社定時株主総会の前営業日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格と同日を起算日として5営業日の平均株価のどちらか低い方に0.80を乗じた価格とする。但し、1円未満は切り上げるものとする。	765円

#### 撤回する第5号議案の概要

(銘柄)	(変更後行使価額)	(変更前行使価額)
株式会社ビジネスバンクコンサルティング 第2回新株予約権	平成19年3月28日開催予定の当社定時株主総会の前営業日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格と同日を起算日として5営業日の平均株価のどちらか低い方に0.80を乗じた価格とする。但し、1円未満は切り上げるものとする。	935円
	平成18年12月1日から平成21年10月29日	平成18年12月1日から平成19年12月31日

#### 4. 撤回による当社への影響

本議案の撤回が当社の業績に与える影響は軽微であります。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に関しましては、従前の転換価額を維持し、『「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ』（平成19年3月22日付）にて開示しておりますとおり、BBC戦略投資事業有限責任組合により保有されることとなります。

同じく第2回新株予約権につきましても従前の「行使時の払込金額」及び「行使期間」を維持し、引き続きSG信託銀行株式会社により保有されることとなります。

以 上